



幸二中

令和6年度 第2号

「みんなで築こう新たな二中を」

発行: 千葉市立幸町第二中学校

発行日: 令和6年5月1日

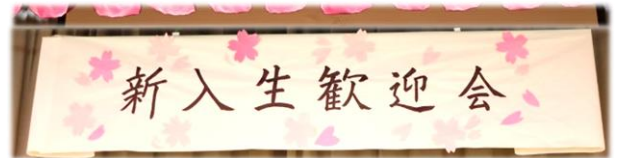


めざそう「いきいき さわやか 花と笑顔と歌声の響く日本一の学校」を

校長

学校の周りの木々の葉は緑の濃さを増し、色とりどりの花々が毎朝登校する生徒を迎えています。本年度がスタートしてから早一か月が過ぎましたが、全校生徒299名はそれぞれの目標をもちながら、これまで充実した学校生活を送っています。4月20日(土)の授業参観には多くの保護者の皆様がご来校され、授業の様子をご覧いただきました。生徒たちはやや緊張の面持ちでしたが、ご覧いただいたとおり、皆集中して授業に臨んでいます。この緊張感と集中力をこれからも持続させ、自分自身の力を一層高めていってほしいと思います。

また、午後に行われました学級懇談会・学年保護者会へも多くの方にご参加いただき、今後の学年・学級経営方針等について説明をさせていただきました。教育活動は、保護者の皆様のご理解とご協力がなくては成し得ませんので、今年一年何卒よろしくお願いいたします。また、どんな些細なことでも構いませんので、ご心配なことや何かご不明な点などございましたら、学校までご相談をいただければ幸いです。



< 2・3年生から1年生への心のこもった

「新入生歓迎会」 >

4月10日(水)、2・3年生による「新入生歓迎会」が行われました。吹奏楽部の皆さんによる歓迎の演奏で1年生が入場した後、第一部として生徒会本部役員や専門委員長たちによる生徒会活動の説明が、第二部としてユニフォームに身を包んだ部員たちによる部活動についての説明が行われました。限られた準備期間の中でしたが、2・3年生は1年生に少しでも早く学校生活に慣れてもらおうと、一生懸命に説明をしながらも、時にはユーモアを交えるなど、1年生はリラックスしながら楽しく学校生活について知ることができたようです。

また、1年生は部活動の仮入部期間が終了しました。これまでいくつもの部活動を見学・体験した生徒もいるようですが、正式入部届を提出していただくこととなります。ご案内したとおり、本日「部活動保護者説明会」を行います。部活動に関する質問等がございましたら、お問い合わせいただければと思います。

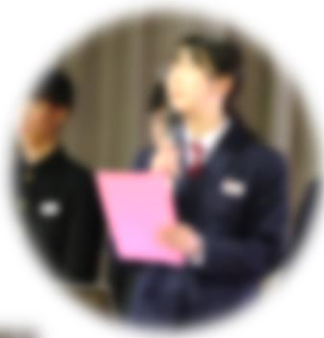
令和6年度 活躍の軌跡

バドミントン部 千葉市中学校春季大会

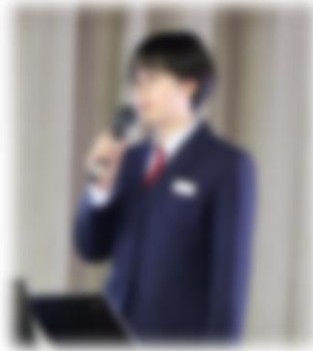
男子団体	第3位(県大会出場)
女子団体	第3位(県大会出場)
男子シングルス	第3位(県大会出場)
女子ダブルス	第3位(県大会出場)



生徒会本部役員による
生徒会活動の紹介



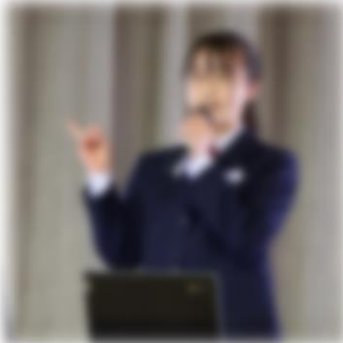
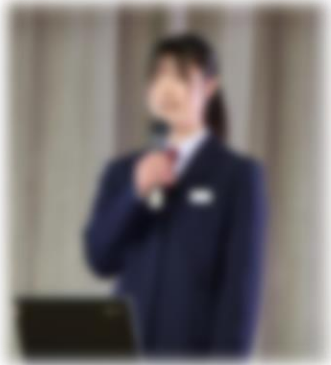
各専門委員長による
委員会活動の紹介



緑化ボランティア委員長

情報委員長

生活委員長



保健委員長



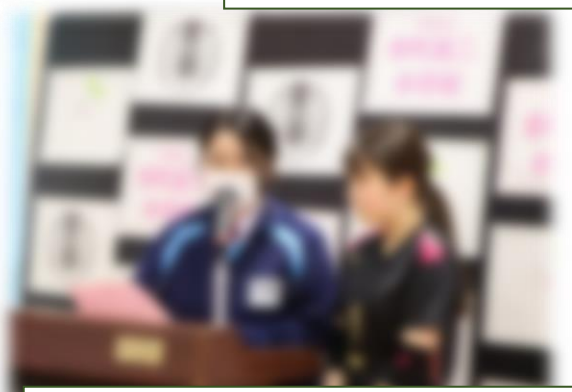
給食委員長

図書委員長

美化委員長

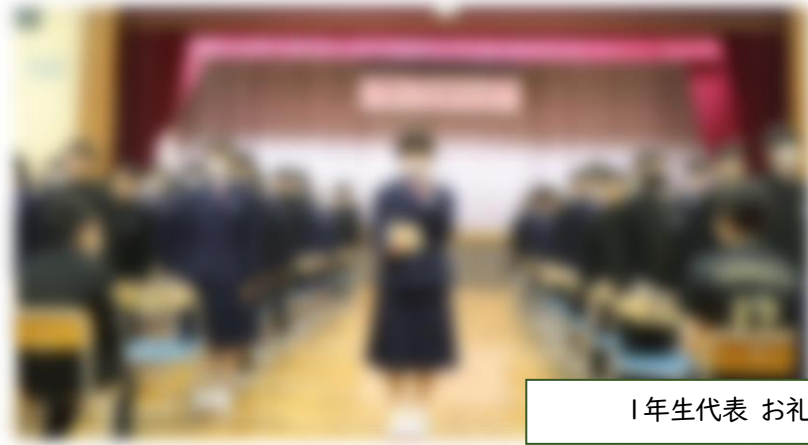


学年生徒会



部長会代表

「私たちのために、このような会をひらいてくださり、ありがとうございました。これから1年生をどうぞよろしくお願いします。」



1年生代表 お礼の言葉



5月の予定

★ 完全下校18:15

1	水	部活動保護者会15:00
2	木	木①②③④ 尿検査2次、ふれあい週間午前授業
3	金	憲法記念日
4	土	みどりの日
5	日	こどもの日
6	月	振替休業
7	火	火①②③④ 清掃カット 完全下校13:30
8	水	水③④⑤⑥ ふれあい週間午前授業
9	木	木①②③④ ふれあい週間午前授業
10	金	スクールカウンセラー勤務日
11	土	
12	日	
13	月	月②③④⑤⑥ ふれあい週間5時間授業
14	火	体育祭全体練習⑥ 臨時専門委員会15:50

15	水	体育祭係別会議15:50
16	木	歯科検診(2CE/IABC) 職員会議 完全下校14:50
17	金	スクールカウンセラー勤務日
18	土	幸三小運動会
19	日	
20	月	月①②③④・体育祭全体練習⑤⑥
21	火	火①②③④⑤ 清掃なし 市教研 完全下校14:30
22	水	準備・体育祭予行演習②③④・全体練習⑤⑥
23	木	木①②③⑤・月⑤⑥
24	金	金③④⑤⑥・体育祭前日準備⑤⑥ スクールカウンセラー勤務日
25	土	体育祭 弁当持参 完全下校15:30
26	日	体育祭予備日
27	月	振替休業
28	火	月曜日課 弁当持参
29	水	午後耳鼻科検診(2年)
30	木	テストI週間前部活動中止 小中一貫合同会議 部活動中止 完全下校14:50
31	金	学習相談⑥ スクールカウンセラー午後勤務



学校における「合理的配慮」の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)にお申し出ください。